

## - 1. QCサークル登録のための企業とご担当者の登録方法(1)



トピックス

1

▶ QCサークル

### QCサークル本部画面

パソコンからブラウザ画面を起動します。

日科技連のホームページのトピックスまたはQCサークル本部登録を選び、QCサークル新本部登録制度を選択します。

[[www.juse.or.jp](http://www.juse.or.jp)]

QCサークル本部登録画面が表示されます。

この画面が、本部新登録システムのポータル(入り口)になります。

画面左上に、ログインやパスワード、

画面左下に、関連サイトのリンク、

画面右上は、システムご利用に関する案内、

画面右下が、QCサークルに関するリンクの情報が掲載されます。

注: システム開始段階で、画面内容の一部に変更が生じる場合もございますが予めご了承ください。

## 企業情報登録申請

QCサークル本部登録画面の左上にある“初めてご利用の方は”の下にある“ここを押します”ボタンを押します。

次にソフトウェア使用許諾画面に移ります。

**QCサークル本部登録について**

・初めてご利用の方は **ここを押します**

・既に登録済みの方は、下記に入力し、ログインしてください。

ログインID(メールアドレス)

パスワード

ログイン

・パスワードを忘れた場合は **ここを押します**

・ログインIDとパスワードを忘れた場合は **ここを押します**

**インフォメーション**

[(4/13)システムからのお知らせ]  
QCサークル本部登録の本稼動を開始しました。

[(4/13)QCサークル本部からのお知らせ]  
3月度の集計表を公開しました。メニューの「集計表ダウンロード/集計表(グラフ)ダウンロード」リンクから集計表をダウンロードして下さい。

[(4/13)QCサークル情報誌4月号が発行されました。]  
QCサークル情報誌4月号が発行されました。・特集「始めてみよう!小集団活動」・経営者の視点(アイス(株)代表取締役社長 山田仁さん)・研修道場探訪(マツド(株)「卓越技能者養成コース」)

注:システム開始段階で、画面内容の一部に変更が生じる場合もございますが予めご了承ください。

## - 1. QCサークル登録のための企業とご担当者の登録方法(3)

システム新規利用申請依頼 システム新規利用申請に関する同意 > 申請内容入力 > 申請完了
1
ソフトウェア使用許諾書
<p>財団法人 日本科学技術連盟QCサークル本部「ソフトウェア使用許諾契約書」 このソフトウェアを使用する前に本使用許諾契約書(以下「この契約書」といいます)を慎重にお読みください。 このソフトウェアをインストール、複製、その他の方法で使用された場合、この契約書上のすべての条件に拘束され従うことに同意したとみなされます。</p> <p>この契約書に同意できない場合は、このソフトウェアの使用をご遠慮ください。</p> <p>1. 使用許諾 財団法人日本科学技術連盟QCサークル本部(以下「当財団」といいます)はおお客様(以下「使用者」といいます)に対し、この契約書に添付されているコンピュータプログラム、データ及び付属印刷物(以下「ソフトウェア」といいます)を下記の使用条件で使用する権利を許諾します。</p> <p>使用者は「ソフトウェア」が記録されているディスクやその他の記憶媒体を所有することになりますが、「ソフトウェア」に関する著作権その他の権利は当財団又は当財団のライセンサーが保有しています。使用者はこの契約書によって許諾されている以外ソフトウェアに関するいかなる権利をも取得することはできません。</p> <p>2. 使用者ができること この契約書の条件に従って、使用者は「ソフトウェア」を1台のコンピュータにインストールするか、使用者の管理するネットワークに接続された複数のコンピュータにインストールして使用することができます。</p> <p>使用者が、使用者の管理するネットワークに接続された複数のコンピュータに「ソフトウェア」をインストールして使用する場合、使用者はこのネットワークに接続された複数のコンピュータを使用する第三者に対しても「ソフトウェア」を使用させることができますが、当該第三者がこの契約書の条件を全部読んだ上で同意していることが条件となります。</p> <p>更に、バックアップ用として、「ソフトウェア」を現状の形式で1部複製することができます。但し、「ソフトウェア」に記載されている著作権およびその他の財産権の表示と同じ表示を複製物に付けなければなりません。</p> <p>使用者は、「ソフトウェア」およびこの契約書に基づき「ソフトウェア」に関するすべての権利を第三者に譲渡することができます。ただしその場合には、当該第三者に対し「ソフトウェア」に関するすべての複製物およびこの契約書の写しを譲渡し、当該第三者が「ソフトウェア」を使用する前にこの契約書の条件を全部読んだ上で同意することが条件となります。</p> <p>当該第三者が「ソフトウェア」を何らかの方法で使用した時点で、当該第三者はこの契約書の条件に同意したとみなされます。その際、使用者はこの契約書における使用者の全権利を当該第三者に譲渡し、「ソフトウェア」のあらゆる使用を止め、使用者による使用のために作成されたすべての複製物(ハードディスク上の複製物を含む)を消去しないし、廃棄しなくてはなりません。</p> <p>当該第三者へ「ソフトウェア」を譲渡することによって、使用者と当財団の間で締結されたこの契約書は解除されます。</p> <p>3. 使用者がしてはならないこと この契約書で許諾されていない方法で「ソフトウェア」を使用したり、その複製物を作ったりすることはできません。</p> <p>使用者は「ソフトウェア」を逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアその他の方法により「ソフトウェア」のソースコードを追跡するような試みをするとはできません。</p> <p>使用者は、「ソフトウェア」を、レンタル、リース、貸付、再頒布することはできません。また、使用者は、「ソフトウェア」を変更したり、「ソフトウェア」の全体又は一部を使用して二次的著作物を作成することはできません。</p> <p>4. 契約の終了 使用者は、「ソフトウェア」及びそれらの複製物すべてを破壊することによりいつでもこの契約を終了することができます。使用者がこの契約書の条件のいずれかに違反した場合には、当財団から通告することなく、直ちにこの契約は解除されます。使用者はこの契約の終了時には、「ソフトウェア」及びそれらの複製物すべてを破壊しなければなりません。但し、申請登録済データの取り扱い、当財団側の判断とします。</p> <p>5. 輸出規制 使用者は、「ソフトウェア」及び当財団から入手した技術データ並びに直接これに依拠して制作された物を日本法・規制により許可されている場合を除いて日本国外へ輸出しないことに同意するものとします。もし、使用者が「ソフトウェア」を日本以外で合法的に入手した場合には、日本法・規制、若しくは「ソフトウェア」の入手場所に適用される法律・規制により許可されている場合を除いて、使用者は、「ソフトウェア」その他当財団から入手した技術データ並びにこれに依拠して制作された物のいずれも再輸出しないことに同意するものとします。</p> <p>6. 「ソフトウェア」に関する保証の放棄 使用者は自己の責任において「ソフトウェア」を使用することを認識し、同意するものとします。「ソフトウェア」は、現状のまま提供され如何なる種類の保証もありません。当財団と当財団のライセンサー(なお、以下第6条および第7条では、当財団のライセンサーも含めて「当財団」と称します)は、明示的あるいは黙示的すべての保証を放棄します。</p> <p>ここでいう保証とは、商品化・商業可能性・使用目的についての適切性に関する保証をいいますが、これに限定されるものではありません。当財団は、「ソフトウェア」に含まれた機能が使用者の要求を満足させること、あるいは「ソフトウェア」の操作が停止せずエラーがないこと、「ソフトウェア」の欠陥が当財団によって修正されることについても保証しません。</p> <p>更に、当財団は、「ソフトウェア」の使用及び使用結果の正確性、適確性、信頼性を保証したり表明したりすることはありません。当財団から、口頭あるいは文書で情報やアドバイスがあったとしても、それは、新たな保証を提供したり本保証の範囲を広げたりするものではありません。もし、「ソフトウェア」に欠陥があった場合は、当財団には全く関係のないことであり、使用者自身がその必要なサービスや補償にかかる費用を負担するものとします。</p> <p>7. 責任の制限 当財団は、過失も含めた如何なる場合においても、「ソフトウェア」を使用又は使用不能から生じた偶発的、特別、間接損害の責任を負わないものとします。これは当財団及び当財団の代理人がそのような可能性を通知されていた場合にも同様です。「ソフトウェア」が有償で使用許諾されたときは、如何なる場合においても、当財団に責任がある場合の上限の賠償額は、使用者の損害、損失、訴訟費用等いっさいの費用を含めて、使用者が支払った「ソフトウェア」の代金総額を超えないものとします。</p> <p>8. 準拠法及び分轄性 この契約書は、日本法を準拠法として、同法によって解釈されるものです。この契約書の中のある条項が裁判所によって無効と判断された場合でも、残りの条項は効力を有します。</p> <p>9. 契約の完全合意性 この契約書は、「ソフトウェア」の使用について、使用者と当財団の間で取り決められた内容のすべてを記載するものであり、本件に関して、今までに取り交わした契約(口頭、文書の両方を含みます)に優先して適用されるものです。この契約書に関して、改訂、変更がなされないものとします。</p>
<p>以上の内容に同意する場合は、(同意する)ボタンをクリックしてください。</p> <p>2</p> <p><input type="button" value="同意する"/> <input type="button" value="同意しない"/></p>

## ソフトウェア使用許諾書

ソフトウェア使用許諾画面が表示されます。

一般的なソフトウェアに関する使用許諾です。内容をご確認頂き、同意可否を行ってください。

特に問題が無ければ、画面下の“同意”ボタンを押します。

次の登録申請画面に移ります。

何か問題があれば、“同意しない”ボタンを押します。

前のQCサークル本部登録画面に戻ります。

ソフトウェア使用許諾内容に関する問合せは、QCサークル本部にお願いします。

注:システム開始段階で、画面内容の一部に変更が生じる場合もございますが予めご了承ください。

# 利用方法

## - 1. QCサークル登録のための企業とご担当者の登録方法(4)

システム新規利用申請依頼  
システム新規利用申請に関する同意>申請内容入力>申請完了

利用開始は、お申し込み後3営業日以降となります。  
(お申し込み内容をQCサークル本部事務局にて確認後、ご記入頂いたEメールアドレスへEメールにて申請結果をお知らせいたします)  
このフォームからご提出いただく個人情報(以下「個人情報」といいます)は、QCサークル本部登録システムで提供する登録サービスで使用する目的に限って利用させていただきます。個人情報の取り扱いにつきましては、当財団個人情報保護方針に則り厳密に管理し、第三者への提供、財団内外の業務委託は行いません。  
※印は、必須入力項目です。

法人格名称	株式会社 (その他を指定した場合は、法人格の入力が必要です。全角文字で入力してください(例:株式会社))
法人格位置	◎前付ナ ○後付ナ (前付ナ:後付ナに比べ入力欄が狭いため、法人格が前付ナの場合、後付ナを選択してください。) (後付ナ:後付ナに比べ入力欄が狭いため、法人格が後付ナの場合、前付ナを選択してください。)
企業名称	日本科学技研 (全角文字で入力してください(例:日本科学))
企業名称(カナ)	ニホンカクキギョク (全角カナで入力してください(例:ニホンのカク))
事業所名称	
事業所名称(カナ)	
郵便番号	151-0051 (半角数字で入力してください(例:151-0051)) (利用者が所属する企業または事業所の郵便番号を入力してください)
住所	渋谷区千駄ヶ谷5-10-11 (全角文字で入力してください(例:東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-11)) (利用者が所属する企業または事業所の住所を入力してください)
ビル名	日科技連ビル (全角文字で入力してください(例:3221449)) (利用者が所属する企業または事業所のビル名を入力してください)
所属名称	QCサークル本部 (全角文字で入力してください(例:開発部))
役職名称	マネージャー (全角文字で入力してください(例:マネージャー))
担当者名称	日本 次郎 (全角文字で入力してください(例:山田 次郎))
担当者名称(カナ)	ニホノタロウ (全角カナで入力してください(例:ヤマダタロウ))
Eメールアドレス	example@corp.jp (半角英数字で入力してください(例:example@corp.jp)) (無料Eメールアドレスの登録は出来ません。個人の特定期間Eメールアドレスにてご登録ください)
Eメールアドレス再入力	example@corp.jp (Eメールアドレスを再入力してください)
連絡先電話番号	03-3456-7890 (半角数字で入力してください(例:03-3456-7890))
連絡先FAX番号	03-3456-7890 (半角数字で入力してください(例:03-3456-7890))
QCサークル登録使節数	0 (半角数字で入力してください(例:0))
勤務体制	社内勤務 (社内勤務を選択してください)
自社(または組織)のQCサークル活動年数	30 (半角数字で入力してください(例:30))
業種	その他製造 (その他製造を選択してください)
所在地	東京 (所在地を選択してください)
情報提供の許可	◎QCサークル本部からの情報提供を希望します。 (このチェックボックスは、あなたの個人情報は公開されません。Eメールは、あなたの個人情報を公開するために使用されません。)
パスワード	1234567890 (パスワードを入力してください)
パスワード再入力	1234567890 (パスワードを再入力してください)
キーワード質問	好きなアイドル (キーワードを登録していただく際に、キーワードを選択してください)
キーワード質問の答え	好きなアイドル (キーワードを選択していただく際に、キーワードの答えを入力してください)

注意:入力内容に誤りがないことを確認した後に、登録ボタンをクリックしてください。

### 企業担当者情報登録のサンプル画面です。

は、入力必須項目です。

(以下の項目は必須)

- ・法人格名称
- ・法人格位置
- ・企業名称
- ・企業名称(カナ)
- ・郵便番号
- ・住所
- ・所属名称
- ・担当者名称
- ・担当者名称(カナ)
- ・Eメールアドレス
- ・Eメールアドレス再入力
- ・連絡先電話番号
- ・自社(または組織)QCサークル活動年数
- ・業種
- ・所在地
- ・パスワード
- ・パスワード再入力
- ・キーワード質問
- ・キーワード質問の答え

### 企業情報登録申請

企業情報登録画面が表示されます。

法人格名称項目より入力をお願いします。

申請登録を行ないます。

入力後、画面下の“登録”ボタンをおします。

次に申請完了画面に移ります。

申請可否の連絡は、約3営業日以内で結果をメールで通知します。

導入当初は、大勢の企業様より申請が届き大変混み合うこともあるため結果の通知が遅れますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

注:システム開始段階で、画面内容の一部に変更が生じる場合もございますが予めご了承ください。

1

システム新規利用申請依頼  
システム新規利用申請に関する同意> 申請内容入力> 申請完了

システム新規利用申請が完了しました。  
申請結果がEメールにて通知されますので、しばらくの間お待ちください。

2

トップ画面へ戻る

### QCサークル本部からのお願い

導入当初は、大勢の企業様より申請が届き混雑が予測されるので申請可否の連絡(3営業日以降)が遅れることが予想されます。予めご理解ご協力をお願いいたします。

### 企業情報登録申請

企業情報登録申請完了が表示されます。

以上で企業情報登録申請は終了です。

申請可否の連絡は、約3営業日以内で結果をメールで通知します。

導入当初は、大勢の企業様より申請が届き混雑が予測されるので結果の通知が遅れることが予想されます。予めご理解ご協力をお願いいたします。

QCサークル本部登録画面に戻る

画面中央の“トップ画面へ戻る”ボタンをおします。

前のQCサークル本部登録画面に移ります。

注:システム開始段階で、画面内容の一部に変更が生じる場合もございますが予めご了承ください。